

奈良・平安時代の墳墓出土の 墨書・刻書土器に関する一試論

高島英之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 奈良・平安時代の墳墓から出土した墨書・刻書
土器の全般的特徴

2. 供献・副葬された墨書・刻書土器

3. 骨蔵器ないしその蓋に直接文字が記入された例
おわりに

— 要旨 —

全国的にあまり類例は多くはないが、奈良・平安時代の墳墓から出土した骨蔵器や、墳墓から出土した供獻型土器に文字が記されたものが屡々見られる。

いずれも一、二文字しか記されていないものがほとんどで、集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の様相と全く変わらないものが多い。しかしながら、そこに記された文字が出土した墳墓周辺ないし近隣の集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の文字と共に通じて、被葬者の生前の生活圏が類推できたり、あるいは明らかに死者を意識して記されたとしか考えにくいような事例があったりと、葬送儀礼や被葬者とあながち無関係とは言い難いような文字が記された事例が存在することが明らかになってきた。

小稿では、奈良・平安時代の墳墓遺構から出土した主な墨書・刻書土器47例73点と骨蔵器石櫃に直接文字が刻書された1例1点について、資料に即した検討を加え、骨蔵器へ文字を記入する行為は、阿波国造碑のような墓碑、あるいは、現在までに16例が発見されているわが国古代の墓誌の類例などに見られるような被葬者の顕彰、被葬者名の表示とは全く別の次元にある、在地社会における呪術・祭祀の原理の中で行われた行為であったことを明らかにした。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 東日本

研究対象 墓書・刻書土器、墓葬

はじめに

墨書・刻書土器が、数少ない古代文字資料の中における新出の文字資料として、つとに注目されていることは周知の通りである。

近年の研究により、それらの多くは村落内での祭祀や儀礼にあたって用いられたものであることが明確になってきた(平川2000、高島2000、荒井2005、三上2014など)。土器に文字を記入する行為とは、日常什器とは異なる非常日の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての神・仏に属する器であることを明記するためのものと言えよう(松村1993a・b)。

奈良・平安時代の集落遺跡出土の墨書・刻書土器は、とりわけ関東地方からの出土例が非常に多い。これはその地域においてただ単に、発掘調査の件数が抜きん出て多いからという理由だけではなく、当該期の東国村落の特質である。

それは、1文字だけが記されたものがほとんどなので、文字の意味は如何様にも解釈できるものが多く、記された文字そのものの意味を確定することはなかなか難しい。また、早く8世紀初頭のものもあるが、村落内で本格的に広まっていくのは9世紀になってからである。9世紀から10世紀にかけて飛躍的展開を遂げ、早くも10世紀の内に急速に減少してしまった。その一方、東海地方では、中世でもなお土器に墨書することが行われ続けている様子が判明している。

墨書・刻書土器の使われ方は、それぞれの土器に文字を記した人びとそれが果たしていた当時の社会的な役割と密接に関わるのだから、墨書・刻書土器がどのような使われ方をしたのかと言うことを解き明かすことが、当時の社会のしくみやあり方を解明することにつながるわけである。つまり、それぞれの墨書・刻書土器の用途や機能を解明することによって、そうした人的関係の背後にある律令官司制のシステムや、村落構造を明らかにすることが可能であり、さらにはそのような諸関係の総体としての古代社会像の解明につながっていくのである(佐藤2001)。そこに、墨書・刻書土器研究の意義が存在するのである。

今回は、そのような墨書・刻書土器についての基礎的な研究の一環として、全国的にあまり類例が多いわけではないが、奈良・平安時代の墳墓から出土した骨蔵器や、墳墓から出土した供献型土器に文字が記された例を取り上げて検討し、わが国古代の墨書・刻書土器の資料的性格や用途・機能解明に向けての一助としたい。

奈良・平安時代の墳墓から出土した骨蔵器や、墳墓から出土した供献型土器に文字が記された例は、いずれも一、二文字しか記されていないものがほとんどで、集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の様相と全く変わらない

いものが多い。中には、記された文字が葬送儀礼や墳墓という出土遺構と全く関係しないような、墨書・刻書土器の骨蔵器への單なる転用に過ぎないとしか見られない事例もないわけではない。

しかしながら、墳墓から出土した墨書・刻書土器に記された文字が、出土した墳墓周辺ないし近隣の集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の文字と共に通じて、被葬者の生前の生活圏が類推できたり、あるいは明らかに死者を意識して記されたとしか考えにくいような文字が記された事例があったりと、そこに記された文字が、葬送儀礼や被葬者とあながち無関係とは言い難いような事例が存在することが明らかになってきた。

小稿では、奈良・平安時代の墳墓遺構から出土した主な墨書・刻書土器47例73点と横穴墓出土の骨蔵器石櫃に直接文字が刻書された事例1例について(以上第1表)、資料に即した検討を加え、骨蔵器へ文字を記入する行為が、在地社会における呪術・祭祀の原理の中で行われたことを明らかにし、その背景について考えてみたい。

1. 奈良・平安時代の墳墓から出土した墨書・刻書土器の全般的特徴

奈良・平安時代の墳墓から出土した主な墨書・刻書土器47例73点を第1表に示した。内訳は、刻書土器が7点、うち焼成前刻書が5点、焼成後刻書が2点、墨書土器が66点であった。他に石製骨蔵器(石櫃)に刻書された例が1例である(第1表—47の静岡県伊豆の国市北江間横穴群大北支群)。

墳墓から出土した墨書・刻書土器の圧倒的な僅少さに驚かされる。一遺跡から出土した墨書・刻書の、その遺跡から出土した奈良・平安時代の土器の総数に占める割合は、一遺跡から千点を越える墨書・刻書土器が出土した遺跡であっても、数パーセントに過ぎないと言われてきたが(平川2000c)、それでも沖縄地方を除く全国各地から古代の墨書・刻書土器がおよそ10万点も出土していることを鑑みれば、あまりにも僅少であると言えよう。墳墓から出土した墨書・刻書土器とは、それほど希な事象と考えるべきなのであろう。

なお、第1表—1の秋田県秋田市湯ノ沢F遺跡出土の9世紀後半の土師器杯底部外面に記された文字は、発掘調査報告書では蝦夷の「夷」と訓まれているが、近年の研究では「奉」と読むべきことが明らかになっている(平川2001、小口2002)。また、第1表—4の群馬県藤岡市白石根岸遺跡2号土壙墓出土の9世紀後半の土師器杯の大部内外面2箇所に墨書された5点の資料については、発掘調査報告書に掲載されている釈文に疑義を感じたので、実物を実見調査の上、筆者の個人的学説として、筆者の責任において釈読した釈文をここでは提示した。その他の釈文はすべてそれぞれの調査者、調査機関によつ

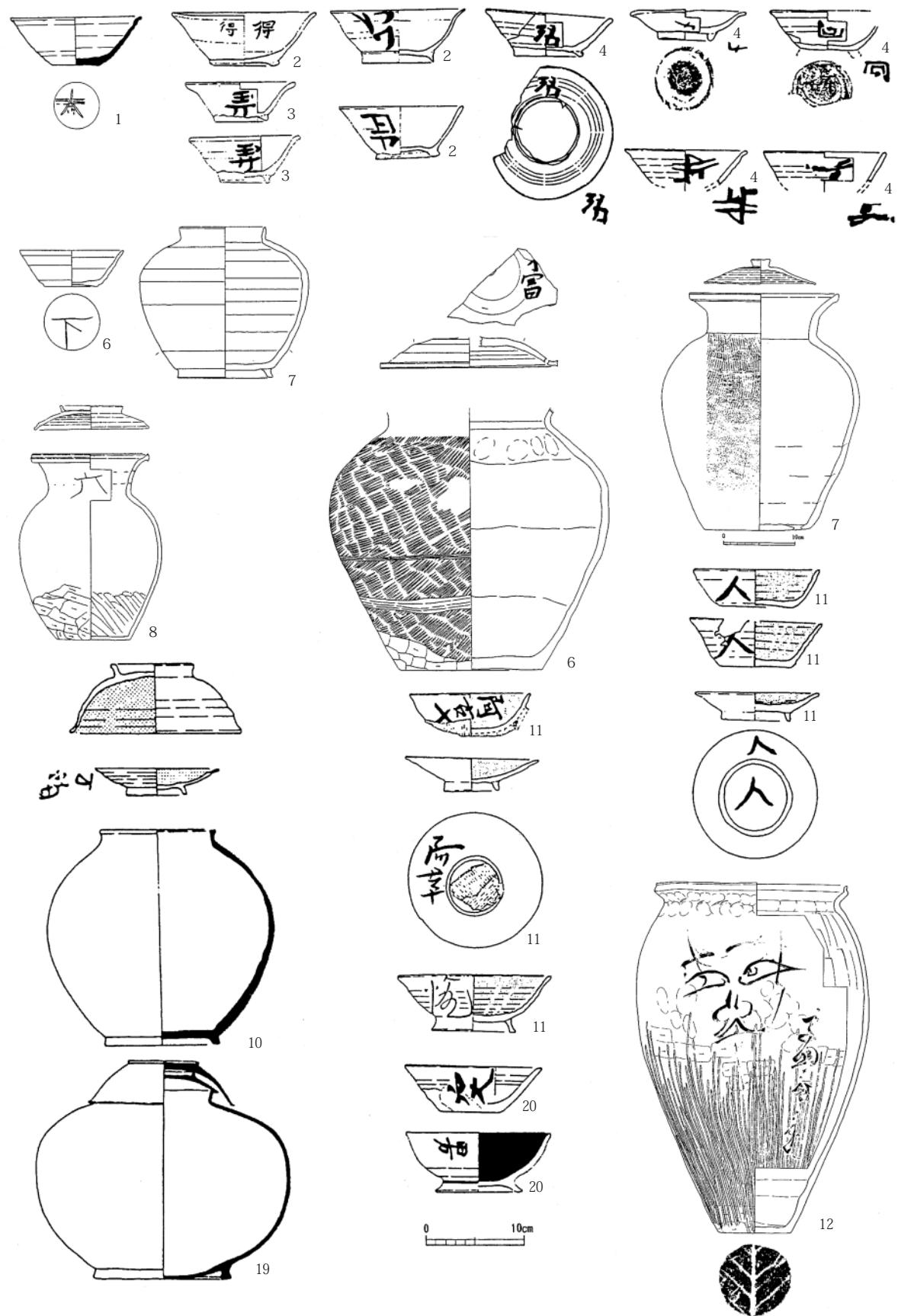
第1表. 墳墓から出土した主な古代の墨書・刻書土器

	出土遺跡名	遺跡所在地	遺跡の種類	出土遺構	種別	文字	年代	器種・文字の部位	土器用途
1	湯ノ沢F遺跡	秋田県秋田市	土壙墓群	3号土壙墓	焼成前 刻書	奉	9C後	土師器杯底部外面	供獻副葬
2	下佐野遺跡	群馬県高崎市	集落・土壙墓	A区-071号土壙墓 A区-313号土壙墓	墨書 墨書	得 田部2点	9C前 9C前	須恵器杯体部内外面正位2箇所 土師器高台付碗体部内外面正位	供獻副葬 供獻副葬
3	熊野堂遺跡	群馬県高崎市	集落・土壙墓	第II地区123号土壙墓	墨書	玉万2点	9C前	土師器高台付碗体部内外面正位	供獻副葬
4	白石根岸遺跡	群馬県藤岡市	集落・土壙墓	2号土壙墓	墨書 墨書 墨書	郷 万2点 寺2点	9C後 9C後 9C後	須恵器高台付碗体部外面正位 須恵器高台付碗体部外面正位 須恵器高台付碗体部外面正位	供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬
5	栃木県芳賀町市塙字権現山	栃木県芳賀町	不明	耕作中に偶発的に出土	墨書	万富	9C後	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
6	栃木県芳賀町文谷字中峰山	栃木県芳賀町	不明	耕作中に偶発的に出土	焼成前 刻書	下	9C後	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
7	宇都宮市下桑町字前畑	栃木県宇都宮市	不明	工事中に偶発的に出土	墨書	木	9C後	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
8	松原遺跡	茨城県水戸市	火葬墓	土坑跡	焼成前 刻書	六	9C初	須恵器壺頸部外面正位	骨藏器
9	茨城県城里町那珂西吹上	茨城県城里町	不明	耕作中に偶発的に出土	墨書	日下西家	8C後 ~10C	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
10	鹿の子遺跡	茨城県石岡市	集落・墓域	火葬墓 1号土坑跡(土壙墓)	墨書 墨書	万福 大・四	9C末 9C前	土師器高台付皿体部外面横位 土師器杯体部外面正位	骨藏器蓋 供獻副葬
11	鹿の子C遺跡	茨城県石岡市	国府工房・集落	46号土壙墓 121号土壙墓 122号土壙墓	墨書 墨書 墨書 墨書 墨書	人 人 人 椀 阿古女 2点	10C前 10C前 10C前 10C前 10C前	土師器碗体部外面正位 土師器碗体部外面正位 土師器高台付皿体部外面 土師器高台付椀体部外面正位 土師器碗体部外面横位	供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬
12	北の谷遺跡	茨城県石岡市	不明	工事中に偶発的に出土	墨書	(人面)馬飼 部磨 []	9C前	土師器甕体部外面正位	骨藏器
13	茨城県石岡市高浜	茨城県石岡市	不明	工事中に偶発的に出土	墨書	宕丸	10C後	土師器壺体部外面正位	骨藏器
14	茨城県坂東市矢作	茨城県坂東市	火葬墓	耕作中に偶発的に出土	焼成後 刻書	是道	9C	須恵器高环体部外面正位	骨藏器蓋
15	石橋北遺跡	茨城県土浦市	集落・墓域	1号火葬墓跡	墨書	横	9C中	須恵器蓋体部外面	骨藏器蓋
16	石橋南遺跡	茨城県土浦市	集落・墓域	1号火葬墓跡	墨書	長	9C前	須恵器蓋体部外面	骨藏器蓋
17	信太入子ノ台遺跡	茨城県美浦村	集落・墓域	3号火葬墓	墨書	大伴	8C後	須恵器蓋体部内面	骨藏器蓋
18	大日遺跡	茨城県阿見町	墓域	2号火葬墓	墨書	父	9C後	土師器高台付椀底部外面	骨藏器蓋
19	茨城県行方市玉造若海	茨城県行方市	不明	耕作中に偶発的に出土	墨書	勝生	9C後	灰釉陶器高台碗体部外面正位	骨藏器蓋
20	下栗野万台遺跡	茨城県下妻市	集落	1号土壙墓	墨書	戸大 田方	9C末 10C前	土師器杯 土師器高台付碗	供獻副葬 供獻副葬
21	大境遺跡	埼玉県熊谷市	集落・墓域	1号土壙墓	墨書	右・右 右2点	10C初 10C初	土師器杯体部外面正位 土師器杯体部外面正位	供獻副葬 供獻副葬
22	埼玉県富士見市水子字地蔵山	埼玉県富士見市	集落	単独出土	墨書	伯子	9C中	須恵器皿底部外面	骨藏器蓋
23	楊櫟木遺跡	埼玉県狭山市	集落	1号土壙墓	墨書	水	9C末	須恵器杯体部内面正位	供獻副葬
24	吠原遺跡	埼玉県川口市	火葬墓・土壙墓群	2号火葬墓 8号火葬墓	墨書 墨書	小湊福 小湊福	8C後 8C後	須恵器蓋体部外面横位 須恵器蓋体部外面横位	骨藏器蓋 骨藏器蓋
25	大竹後遺跡	埼玉県川口市	火葬墓	耕作中に偶発的に出土	墨書	万	9C初	土師器甕体部内外面正位2箇所	骨藏器
26	笊田遺跡	千葉県袖ヶ浦市	火葬墓	火葬墓	墨書	千万	9C前	須恵器杯底部外面	骨藏器蓋
27	苗見作遺跡	千葉県木更津市	墓域	1号火葬墓	墨書	母	8C後	土師器杯底部内面	骨藏器蓋
28	大烟台遺跡	千葉県木更津市	集落・墓域	土坑跡	墨書	万小丸	9C中	土師器壺体部外面正位	骨藏器
29	武士遺跡	千葉県市原市	墓域	地下式土坑SC07	墨書	(符録) 2点	8C後	須恵器杯体部外面横位	骨藏器蓋
30	山見塚遺跡	千葉県市原市	集落	土坑跡	焼成後 刻書	安	8C後	土師器甕体部外面正位	骨藏器
31	森台遺跡	千葉県山武市	古墳群・墓域	方形区画墓周溝	墨書	下	8C後	土師器杯底部内面	供獻副葬
32	坂花遺跡	千葉県松戸市	不明	耕作中に偶発的に出土	墨書	国厨	8C後	土師器高环脚部倒位	骨藏器蓋
33	五丹歩遺跡	千葉県千葉市	集落・墓域	南地点002号址	墨書	万	9C前	土師器甕体部外面正位	骨藏器
34	龍角寺ニユータウンNo. 3地點	千葉県栄町	墓域	69号土坑	墨書	立井	9C中	須恵器蓋体部内面正位	骨藏器蓋
35	千葉県佐原市大倉	千葉県佐原市	不明	耕作中に偶発的に出土	墨書	鷹	9C前	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
36	林小原子台遺跡	千葉県多古町	墓域	20号跡(火葬墓)	焼成前 刻書	家長	8C後	土師器甕体部外面正位	骨藏器上鉢
37	土持台遺跡	千葉県多古町	墓域	29号跡(方形周溝状墓) 周溝 29号跡(方形周溝状墓) 周溝	墨書 墨書	市 市	8C後 8C後	須恵器蓋体部内面正位 須恵器蓋体部内面正位	供獻副葬 供獻副葬
38	大作遺跡	千葉県佐倉市	墓域	6号方形周溝状墓周溝	墨書	市	8C後	土師器杯底部外面	供獻副葬
39	大宮戸大新田第一遺跡	千葉県銚子市	集落・墓域	土壙墓	墨書	老	10C後	土師器杯体部外面横位	供獻副葬

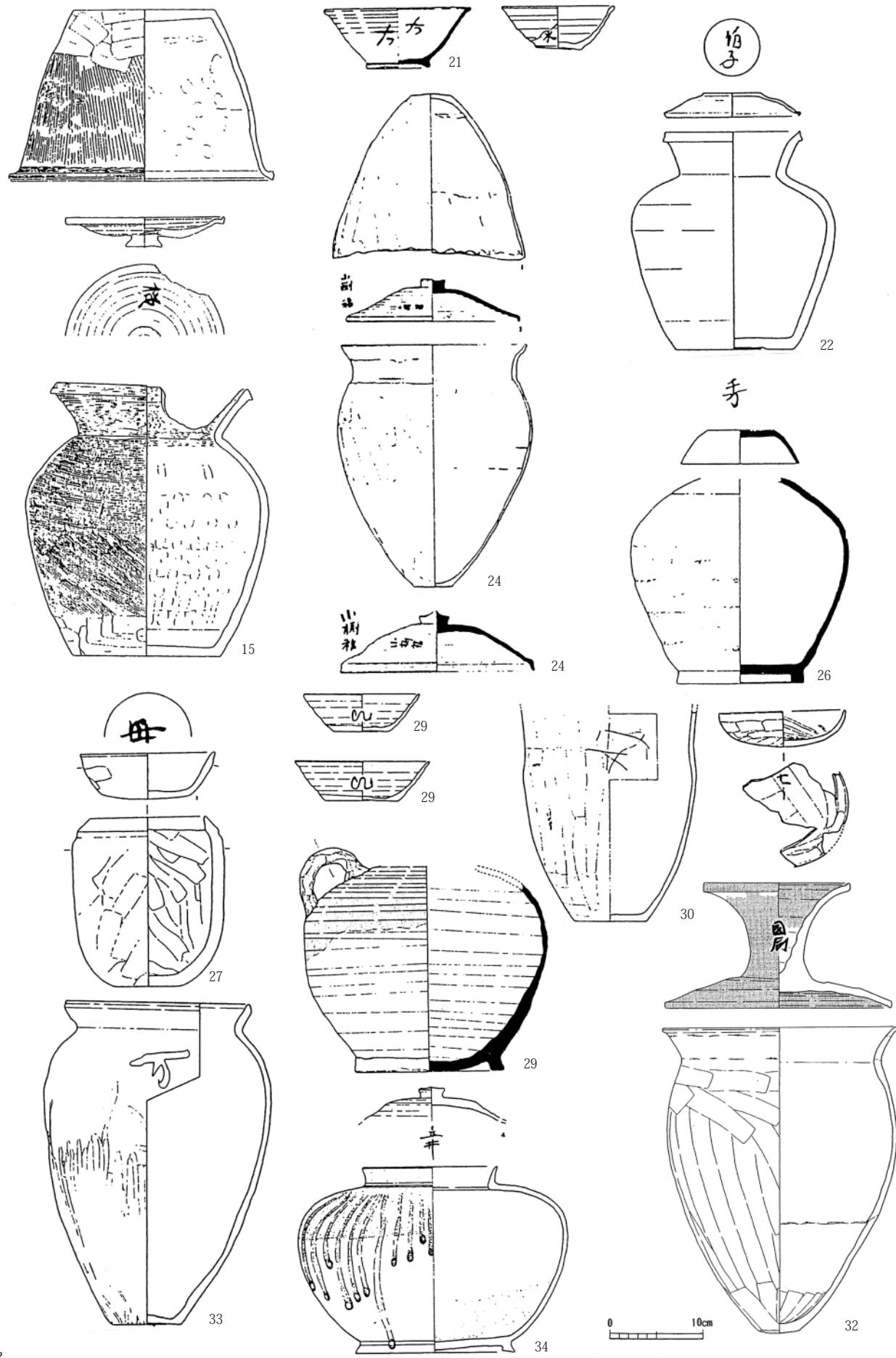
	出土遺跡名	遺跡所在地	遺跡の種類	出土遺構	種別	文字	年代	器種・文字の部位	土器用途
40	西大作遺跡	千葉県我孫子市	集落・墓域	火葬墓	墨書	久須部× 久須× 久須× 千カ× 負郷カ× ×意布郷久須 部千依女 久須波良千依 女	9 C前	土師器甕体部内面倒位 土師器甕体部外面横位	骨蔵器
41	平山台横穴墓	東京都日野市	横穴墓群	1号横穴墓	墨書 墨書	土井 十	8 C中 8 C中	須恵器蓋体部外面 須恵器杯体部内面正位	供獻副葬 供獻副葬
42	武藏國府関連 遺跡高倉・美 好町地区	東京都府中市	集落・墳墓	M33-S11墳墓跡	墨書	孝酒	8 C中	須恵器杯底部外面	供獻副葬
43	敷根不動原遺 跡	神奈川県横浜市 都筑区	集落・墓域	H1号土壙墓	墨書	川カ @	10 C前 10 C前	須恵器杯体部外面正位 須恵器杯体部外面正位	供獻副葬 供獻副葬
44	北中尾横穴墓 群	神奈川県大磯町	横穴墓群	3号横穴墓	焼成前 刻書	天	8 C前	須恵器短頸壺体部外面倒位	供獻副葬
45	五輪堂遺跡	長野県千曲市	集落・墓域	2号火葬墓	墨書 墨書	月 農村寺	9 C後 9 C後	灰釉陶器碗底部外面 土師器杯体部内面横位	供獻副葬 供獻副葬
46	石上遺跡	長野県松本市	集落・墓域	1号木棺墓	墨書	□得 得 得 得 得	9 C後 9 C後 9 C後 9 C後 9 C後	灰釉陶器長頸壺体部外面正位 須恵器杯体部外面倒位 須恵器杯体部外面倒位 須恵器高台付皿体部外面倒位 須恵器高台付皿体部外面倒位	供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬
47	北江間横穴墓 群大北支群	静岡県伊豆の国 市	横穴墓群	24号横穴墓	刻書	若舎人	7 C末	II-I 号石櫃側面正位	骨蔵器
48	柳沢遺跡	静岡県島田市	墳墓	火葬墓	墨書	神殿	8 C初	須恵器杯底部外面	供獻副葬

文献

- 秋田市教委『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財調査報告書』1984・1986
- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告第11集 下佐野遺跡I地区・寺前地区(1)』1989
- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告第14集 熊野堂遺跡(2)』1990
- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『関越自動車道(上越線)関係埋蔵文化財発掘調査報告第20集 多比良平野遺跡・白石根岸遺跡』1994
- 市貝町史編纂委員会編『市貝町史』1 自然・原始古代・中世資料編 市貝町 1990
- 宇都宮市教育委員会『宇都宮文化財年報』7 1988
- (財)茨城県教育財団『茨城県教育財團文化財調査報告』11 1981
- 茨城県史編集委員会編『茨城県史 原始・古代編』1985
- 石岡市教育委員会『鹿の子遺跡発掘調査報告書』(第一次) (第二次) 1995~96、山武考古学研究所『石岡市鹿の子遺跡発掘調査報告書—精神薄弱者授産施設建設に伴う調査』1991
- (財)茨城県教育財団『鹿の子C遺跡 遺構・遺物編』1983
- 吉澤悟『茨城県石岡市北の谷遺跡出土の人面墨書き土器の検討』(『筑波大学先史学・考古学研究』10 1999)
- 土浦市上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館『第18回企画展 古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字—』2013
- 土浦市遺跡調査会『田村・沖宿土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』7 1997
- 美浦村教育委員会『信太入子ノ台遺跡—日本中央競馬会美浦トレーニング・センター乗馬苑施設に伴なう造成工事に伴なう埋蔵文化財発掘調査報告書』2011
- 財団法人茨城県教育財団『谷ノ沢遺跡・手接遺跡・花房遺跡・大日遺跡—一般国道468号首都圏中央連絡自動車道新設工事地内埋蔵文化財調査報告書6』2004
- 宮坂光次「勝生」の銘を有する骨蔵器に就いて』(『史前學雑誌』1-1 1929.)
- 千代川町教育委員会『下栗野方台遺跡』1993.3
- 出縄康行「39. 大境遺跡」(東日本埋蔵文化財研究会桟木大会準備委員会『第5回東日本埋蔵文化財研究会 東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—』1995)
- 会田明『松山遺跡出土の骨蔵器』(『富士見市遺跡調査会研究紀要』6 1990)
- 狭山市教育委員会『楊櫟木遺跡』 1986.3
- 川口市教育委員会『叭原遺跡』歴史時代図版編、旧石器・縄文時代編、考察編 1985~1987
- 栃木県立博物館『企画展 東国火葬事始—古代人の生と死—』1995
- 千葉県文化財保護協会『袖ヶ浦町大竹遺跡発掘調査報告書』1976
- 君津広域水道企業団『君津広域水道供給事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』 1980
- 木更津市教育委員会『大畠台遺跡群発掘調査報告書』7 2003
- (財)千葉県文化財センター『市原市武士遺跡』 1996
- (財)市原市文化財センター『外迎山遺跡・唐沢遺跡・山見塚遺跡』 1987
- 青山学院大学森台遺跡発掘調査団『千葉県山武町森台古墳群の調査』 1983
- 松戸市教育委員会『松戸市文化財調査小報18 松戸市閑台地区遺跡群確認調査報告書 閑台遺跡・坂花遺跡』 1987
- 千葉県教育委員会『龍角寺古墳群確認調査報告書』1981.3
- 龍角寺ニュータウン遺跡調査会『龍角寺ニュータウン遺跡調査報告書』1982
- (財)千葉県文化財センター『研究連絡誌』12 1985
- (財)千葉県文化財センター『多古工業団地内遺跡群発掘調査報告書』 1985.3
- (財)千葉県文化財センター『佐倉市大作遺跡—佐倉第三工業団地造成に伴う埋蔵文化財調査補刻書VII-1』 1990.3
- 銚子市教育委員会『銚子市大宮戸大新田遺跡第一地点調査報告書』 1988.3
- 我孫子市教育委員会『我孫子市埋蔵文化財小報第8集~第9集 西大作遺跡 第1次~第2次』 1992~1993
- 東京都教育委員会『都内横穴墓緊急調査集録』1978
- 府中市教育委員会・府中市遺跡調査会『武藏國府関連遺跡調査報告21—高倉・美好町地域の調査5-』 1999
- 横浜市埋蔵文化財調査会『敷根不動原遺跡発掘調査報告書』 1981
- 大磯町教育委員会『大磯町文化財調査報告書第39集 北中尾横穴墓群』1992
- 更埴市教育委員会『五輪堂遺跡』II 1982
- 松本市教育委員会『薄町・石上・蒲田遺跡』 1991
- 伊豆長岡町教育委員会『大北横穴墓群』 1981
- 大塚淑夫ほか『島田市柳沢遺跡について』(『鉄』静岡県立島田東高等学校郷土研究部 1961)



第1図 墳墓から出土した主な墨書・刻書土器の例(1)





第3図 墓から出土した主な墨書・刻書土器の例(3)

て公表されたものに拠っている。

あくまでも個人による集成であるため、遗漏や脱漏も少なくなないことと危惧するが、今までのところ畿内を含む静岡県以西やあるいは畿内の文化・習俗・文物がストレートにもたらされたところがある東北地方の城柵・官衙遺跡周辺では全く類例が見あたらない。

火葬墓からの出土の場合、まず、墨書・刻書土器が骨蔵器そのものであるのか、それに直接伴うもの、例えば骨蔵器の蓋として使用された土器である場合などと、副葬品ないしは葬送者に対する供献儀礼の中で使用された土器とに区別される。

土葬による土壙墓から出土したものは、いずれも葬送儀礼に伴う飲食物の供献、あるいは副葬品としての食器として埋納されたものと考えられる。また、墓前祭祀、祖先祭祀など、墓そのものの年代より後の時代に被葬者の子孫が行った祭祀や儀礼等の行為に伴うものである場合も想定でき、遺物そのものが示す年代が、ストレートに墓そのものの造立年代を示すとは限らないケースもあり得るので、遺物が示す年代観と遺構の年代との関係には注意を要する。

葬送儀礼に伴って供献されたものについては、祭祀や儀礼の場での使用という墨書・刻書土器本来の用途・機能と容易に結びつき、集落などで出土する墨書・刻書土器との共通性が伺えるのはある意味当然と言えよう。

また、土器の焼成前に文字が刻書されている場合は、概して土器の使用・消費の側における論理や用途・機能と、文字の内容とが全く関わらないものである可能性も存在しており、文字の内容を墳墓や葬送儀礼と関連づける際には、より慎重な史料批判が必要になる。

集成した墳墓出土墨書・刻書土器70点の類例のうち、直接、骨蔵器などの埋葬具ではなく、供献、あるいは副葬品として埋納された墨書・刻書土器の数は41例であり、集成した資料72点の半数以上を占めた。

骨蔵器に文字が記された例では、蓋に記されたものが20例(第1表-5・6・7・9・10・15・16・17・18・19・22・24・26・27・29・32・34・35)であり、骨蔵器の口を蓋で塞いださるにその上に被せられた土器に文字が記された例が1例(36)あり、骨蔵器そのものに記されたものは10例(第1表-8・12・13・14・25・28・30・33・40・47)に過ぎなかった。文字が記された骨蔵器も、蓋も、そのほとんどが、既存の土器の転用であった。

なお、今回は検討の対象とはしないが、古墳を対象とした祖先祭祀のために供献された平安時代の墨書土器が古墳の周溝から出土した例が存在するが(宮瀧1993、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館2013)、墳墓に供献、あるいは副葬された墨書・刻書土器の類例には、明らかに遙か後の時代に祖先祭祀のために供献、あるいは埋納されたような事例を見いだすことは出来なかった。

骨蔵器関連の土器に直接文字が記されている例は、供献ないしは副葬された墨書・刻書土器の事例よりも若干少ない。このうち骨蔵器そのものに文字が記された例が、静岡県伊豆の国市北江間横穴墓群大北支群24号横穴墓出土の石櫃に直接刻書された例(第1表-47)を含めて11例(第1表-8・12・14・25・28・30・33・36・40・47)、骨蔵器の蓋として使用された土器に文字が記されたものが20例で、製品化された蓋(第1表-3・6・7・9・15・16・17・24・34・35)ばかりに止まらず、杯や椀、高台付皿など蓋以外の器種の土器を倒位にして使用されたものも少なくなかった(第1表-10(高台付皿)・18(高台付碗)・22(皿)・26(杯)・27(杯)・29(杯)・32(高杯))。

なお、刻書土器7点(第1表-1・6・8・14・30・36・44)は、焼成前刻書、焼成後刻書いずれの例においても骨蔵器に記されたものが多く、7点中の4点(第1表-8・14・36・44)を占めた。

第1表にまとめた通り、墳墓から出土した墨書・刻書土器は、ごく一般的な集落遺跡出土の墨書・刻書土器同様、記されている文字は一文字ないし二文字程度のものがほとんどであった。この点は、今までのところ、畿内を中心に西日本各地で出土している16例の古代の墓誌や、2例が確認されている買地券の類例との類似性やそれらの影響は皆無であり、墓誌や買地券とは異なる論理の下に記された文字であると言い切って良いだろう。

なお、わが国古代の墓誌は、金属製・石製・博製などの長方形板状材・直方体材ないし骨蔵器に死者の名前、生前の地位・官職、系譜・経歴、埋葬地名、追悼文などを記し、墓に埋納したもの。墓碑が墓外に立てられるのに対し、墓内に埋納されるところに特徴がある(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館1979、大阪府立近つ飛鳥博物館2004、村木2005、小笠原2013)。

墓誌を埋納する風習は中国に由来し、中国では後漢代から行われていた。魏・晋代に墓前に顯彰碑を立てることがたびたび法令によって禁止されたことによって、墓内に埋納する墓誌が盛行するようになったと言われている(村木2005、小笠原2013)。

わが国では7世紀から8世紀にかけて行われた。現存するわが国の7~8世紀の墓誌は16例あり、さらに現物は現在のところ失われているが、記録により存在が確認できるものが他に2例ある(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館1979、大阪府立近つ飛鳥博物館2004、村木2005、小笠原2013)。

現存する古代の墓誌の中で最古の紀年を有するものは、大阪府柏原市国分松岳山出土の船首王後墓誌で、戊辰(668)年の年紀を有する。また、最も新しい年紀を有するものは大阪府南河内郡太子町春日出土の紀吉継墓誌で、延暦3(784)年である。

形態は長方形板・直方体・有蓋椀型・筒型などが見られ、長方形板型のものと有蓋椀型のものは金属製のものに限られ、一方、直方体型のものは石製・塼製のものに限られている。有蓋椀型のものは骨蔵器であり、骨蔵器に墓誌を記されたものは、現時点で出土しているものではいずれも蓋部に記入されている。金属製の骨蔵器は、仏教の舍利容器の影響によるものである。

形状・内容ともに、同時代の中国の墓誌に比べて非常に小型かつ簡素であり、そこにわが国古代の墓誌の特色がある。同時代の中国の墓誌の文体を完全に踏襲しているのは、奈良県香芝市穴虫から出土した威奈真人大村(707年 慶雲4年没、正五位下少納言)墓誌の例のみであるが、墓誌は碑に刻むものである同時代の中国に比して、わが国にはそのような例は皆無である。

現存するわが国古代の墓誌は、いずれも貴族・官人地方豪族・高僧に限られているが、例えば723年(養老7)没の太安萬侶(従四位下)と729年(神亀6)没の小治田安萬侶(従四位下)の墓誌のように、同時期の同位階の貴族の墓誌でも、墓誌の製作技法や記載内容、付属品などに差異がある。また六位以下の下級官人や地方豪族の墓誌が形態・文内容ともに必ずしも簡素というわけではない。わが国古代の墓誌には、官位や身分に伴う序列や差は規定されていなかったようである。

日本古代の墓誌の類例では、骨蔵器に直接墓誌が記されたものではなく、現時点で出土しているものはいずれも骨蔵器の蓋に墓誌が記されている例で、奈良県香芝市穴虫から出土した威奈真人大村墓誌(慶雲4(707)年没、正五位下少納言、金銅製)、岡山県矢掛町東三成出土の下道朝臣匱勝園依母墓誌(和銅元(708)年没、銅製)、鳥取県鳥取市国府町出土の伊福吉部徳足比売墓誌(和銅元(708)年没、従七位下、銅製)の3例のみである。このほか、現存するものは小断片ではあるが、骨蔵器の筒型の外容器に墓誌が記された奈良県生駒市有里町出土の僧・行基墓誌(天平21(749)年没、大僧正、金銅製)も、同系統のものと考えて良いだろう。

わずかな例とは言え、わが国の墓誌には骨蔵器本体に文字が記されたのではなく、いずれも蓋の部分に文字が記されていることは、墨書・刻書土器でも骨蔵器そのものに文字が記されたものよりも骨蔵器の蓋に文字が記されたものの方が多いということと共通しており、興味深い。

一方、買地券とは、本来は土地の売買証明書であるが、古代の中国・朝鮮半島では、墓地を購入した証明書として、石や金属を板状に加工し、被葬者の生前の官位官職、姓氏名、年齢、居住地、墓地の所在地、墓地の購入価格、範囲などが記入され、墳墓に副葬された。中国では前漢から近世にかけて広くみられ、元来は、実際の墓地そのものの土地に関することが記されていたが、次第にそれ

が冥界の架空の土地の権利書になったり、神々を証人や裁判官に比定するなど、信仰的な要素が強くなってくる。朝鮮半島では、百濟・武寧王(462~523年、百濟第25代王、在位502~523年)陵から発見された墓誌が買地券の体裁を採っている(李2012)。

わが国古代における買地券の事例は、現在までのところ、福岡県太宰府市の宮ノ本遺跡出土のものと(太宰府市教育委員会1980)、近世に備中国(現在の岡山県倉敷市)で出土した塼製の谷田部益足買地券(間壁1980、岸1980)の2例のみである。

墓誌では、ごく少数ながら骨蔵器の蓋や外容器に記された例があるものの、奈良・平安時代の墳墓から出土した墨書・刻書土器の例には、多文字のものは1例のみであり、先述した通り、大方のものは1文字ないし2文字程度の文字の記載にとどまっており、これらが墓誌や買地券の影響を受けたとは全く考えにくい。

2. 供献・副葬された墨書・刻書土器

先述した通り、奈良・平安時代の墳墓出土の墨書・刻書土器の中で、墳墓に供献ないし副葬されたものは42点(第1表-1~4・10・11・20・21・23・31・37~39・41~46・48)あり、墳墓から出土した古代の墨書・刻書土器の半数以上を占めている。刻書は2点(第1表-1・44)で、他40点は墨書である。

供献ないし副葬された墨書・刻書土器が出土した墳墓は、茨城県石岡市鹿の子遺跡出土の9世紀前半の土師器杯の体部外面に正位で「大」・「四」と墨書されたもの(第1表-10)、東京都府中市武藏国府関連遺跡高倉・美好町地区出土の8世紀中葉の須恵器杯底部外面に「孝酒」と墨書されたもの(第1表-42、門田2010)、長野県松本市五輪堂遺跡から出土した9世紀後半の灰釉陶器碗の底部外面高台内に「月」の一文字が墨書されたものと同じく9世紀後半の土師器杯の体部外面に横位で「豊村寺」と墨書されたもの(第1表-45)の3例以外は、現在のところほとんどが土葬の土壙墓(第1表-1~4・10・11・20・21・23・31・39・41・43・46・48)もしくは方形周溝墓の溝からの出土である(第1表-37・38)。また、1例のみであるが、神奈川県大磯町北中尾横穴墓群3号横穴墓(第1表-44)のような、横穴墓出土のものがある。

墨書・刻書土器が出土した古代の方形周溝墓では主体部が発見されたものは1基も無かったが、他の類例からみて火葬墓と考えられる。

第1表-44の神奈川県大磯町北中尾横穴墓群3号横穴墓出土の9世紀前葉の須恵器短頸壺の体部外面に倒位で「天」の文字が焼成前に刻書された例は、墳墓への供献・副葬という土器の用途と記された文字とが関連しない可能性が高い。

なお、東京都府中市武藏国府関連遺跡高倉・美好町地

区で検出されたM33-S11墳墓から出土し8世紀中葉の須恵器杯底部外面に「孝酒」と墨書きされた土器は、骨蔵器である土師器長胴甕の内部に落ち、破片になった状態で発見された(門田2010)。墨書き土器の釈文から、埋葬された死者の靈魂に対して「孝酒」を奉獻したものと考え、供獻・副葬の用途に分類したが、元来は骨蔵器の蓋に使用されていたものが、土圧によって破壊され骨蔵器内部に落下した可能性も考えられる。

墳墓に供獻・副葬された墨書き・刻書土器で、出土状況からみて明らかに埋葬時よりも後の時代に供獻・副葬されたことが明白なものはなかった。

記載内容では、第1表-11の茨城県石岡市鹿の子C遺跡の122号土壙墓から10世紀前半の土師器碗体部外面に横位で「阿古女」と記されたもの2点が、明らかに人名であり、被葬者もしくは供獻した側の人物の名前である可能性があり、特筆できる。

また、第1表-45長野県千曲市五輪堂遺跡2号火葬墓から出土した9世紀後半の土師器杯の体部内外面に横位で墨書きされた「豊村寺」の文字は、在地社会における葬送にあっても仏教信仰との関わりが存在していたことを如実に示すものとして注目出来る。

関東地方、とくに千葉県内における古代の集落遺跡では、集落内に展開する堅穴建物跡群の中に、しばしば四面庇の掘立柱建物跡が検出され、その周囲から仏具や仏教的な信仰に関わるような文言が記された墨書き土器が出土し、村落内における仏堂と考えられているが(須田1985ほか)、そうした村落内寺院の付近からは「寺」と一文字記された墨書き土器ばかりではなく法号による寺名が記された墨書き土器が出土するケースもまま見受けられる。また、全く仏堂や何らかの建物跡の痕跡すら見あたらないような場所からも往々にして「寺」と記された墨書き土器が出土するケースもある。古代の在地社会の人々の意識では、例え1字の仏堂であったとしても法号を有する寺院なのであり、さらには仮に仏堂や施設すら無くとも、何らかの仏教的な信仰に基づく儀礼を行う場所・空間は、その儀礼が行われている間は「寺」と称されていたのだと考えられるので(荒木2009)、「豊村寺」と記された墨書き土器の出土は、仏教的な信仰に基づいた宗教的な儀礼が行われたことの証左となろう。本来的には、火葬という葬法自体が仏教との関連で導入されたと考えられるので、火葬墓から仏教的信仰を示す文言が記された墨書き土器が出土することは、ある意味当然なのであるが、そのような資料の実例は實際には非常に少ないので、火葬墓と仏教的信仰との関連を如実に示す物質的な資料として重要な例と言えるのである。

この火葬墓から北東に約50mの位置から内面黒色処理された土師器杯が10枚重なって出土し、何らかの祭祀に関わる所為と考えられる。報告書に依れば遺構は伴わな

いとのことであるが、この10枚重ねで出土した土師器杯のうちの7点に体部外面に横位で2号火葬墓から出土した墨書き土器と同じ「豊村寺」の文字が墨書きされ、仏教信仰絡みの宗教行為や儀礼が行わされたものと考えられる。

この10枚重ね土師器杯を使用して行われた宗教的行為が、埋葬に当たっても行われたのか、あるいは双方から出土した土器に墨書きされた文字のみが共通するだけで、集落で行われた祭祀・儀礼と、墳墓で行われた儀礼とが全く異なるものであったのかは遺物の出土状況からは判明し得ない。しかしながら集落内の祭祀的遺構と墳墓から出土した墨書き土器に、同じ文字、しかも寺院名とおぼしき文言が記されていると言うことは、双方に関わる思想に何らかの共通点が存在していたと見なければなるまい。

墳墓から出土した墨書き・刻書土器の中でも、供獻・副葬されたものは、とりわけ一般的に集落の堅穴建物跡などから出土する墨書き・刻書土器と全く変わらないものがほとんどであるが、本例は、墳墓出土の墨書き・刻書土器と集落内出土の墨書き・刻書土器とがともに同じ文字が記されたケースとしても重要な資料である。

第1表-37の千葉県多古町土持台遺跡の29号跡(方形周溝墓)から出土した8世紀後葉の2点の須恵器蓋の体部外面に正位で記された「市」の文字及び、第1表-38の千葉県佐倉市大作遺跡の6号方形周溝墓から出土した8世紀後葉の土師器杯底部外面に記された同じく「市」の文字は、字形から見れば「市」と釈読出来るが、「万」の異体字である可能性もあり(『新訳華厳経音義私記』)、そうであれば集落遺跡等から出土するごく一般的な墨書き・刻書土器に多い文字の一つと言うことになる。

このほか第1表-48静岡県島田市柳澤遺跡の火葬墓から出土した8世紀初頭の須恵器杯の底部外面に「神殿」と記された例も、記された文言から見て埋葬に関わる祭祀・宗教的儀礼との関係を偲ばせる。

以上、墳墓から出土した供獻・副葬された墨書き・刻書土器に記された文字は、集落等から一般的に出土する墨書き・刻書土器と全く変わらないもの圧倒的多数であり、墳墓に供獻・副葬されるという用途・機能自体は、墨書き・刻書土器に記された文言にはほとんど反映されていないということが判明した。

また、それらの器種は、供獻・供食という用途に合致したものばかりであると同時に、また、『日本書紀』崇神10年条に、三輪山のオオモノヌシノカミが小蛇に姿を変えて妻のヤマトトヒメノミコトの箸箱の中に姿を隠していたという伝承や、『常陸國風土記』那賀郡茨城里条に、神の子の器自体に神がいますことが文献史料にみえる。なお、この説話で、依代として供獻した器がまず杯であり、次いで瓶であったという点も注目に値する。集落遺跡から出土する祭祀関連墨書き土器の9割以上が杯型の土

器であり、甕型のものがそれに次ぐという出土状況は、こうしたほぼ同時代の説話に見える祭祀の具体像と合致している。特に一般的な墨書き土器は、その大多数が杯型土器であることや、東国の集落遺跡出土の人面墨書き土器には杯型のものが多く見られると言う点も、依代という機能から説明できる(高島2012b)。東国の集落遺跡出土の人面墨書き土器に杯型のものが多く見られるのは、東国の集落遺跡に特に顕著な、文字のみ記された墨書き土器の影響によるとも考えられる(高島2012)。

墳墓に供献・副葬される際に行われた祭祀・宗教的儀礼等の行為は、集落内で墨書き・刻書き土器を使用して行われる祭祀・儀礼と同じないし、かなり類似・共通した思想・信仰の下に行われていた可能性が高いように思われる。

3. 骨蔵器ないしその蓋に直接文字が記入された例

先述したように骨蔵器そのものに墨書き・刻書きされた例は、供献ないしは副葬された墨書き・刻書き土器の事例よりも若干少ない。このうち骨蔵器そのものに文字が記された例が、静岡県伊豆の国市北江間横穴墓群大北支群24号横穴墓出土の石櫃に直接刻書された例(第1表-47)を含めて10例(第1表-8・12~14・25・28・30・33・36・40・47)、骨蔵器の蓋として使用された土器に文字が記されたものが20例で、製品化された蓋(第1表-3・6・7・9・15・16・17・24・34・35)ばかりに止まらず、杯や椀、高台付皿など蓋以外の器種の土器を倒位にして使用されたものも少なくなかった(第1表-10(高台付皿)・18(高台付碗)・22(皿)・26(杯)・27(杯)・29(杯)・32(高杯))ということは前にも述べた通りである。さらに、骨蔵器の口を蓋で塞いださるにその上に被せられた土器に文字が記された例が1例(第1表-36)ある。

なお、刻書き土器7点(第1表-1・6・8・14・30・36・44)は、焼成前刻書き、焼成後刻書きいずれの例においても骨蔵器に記されたものが多く、7点中の4点(第1表-8・14・36・44)を占めた。

極端に言えば後世の奉獻の可能性をも否定できない副葬・供献された墨書き・刻書き土器に比して、埋葬と同時期に記されたと考えられる骨蔵器ないしその蓋と言った埋葬具そのものに文字が記された例では、葬送という行為が、記された文字に多少なりとも反映しているのではないだろうか。

先述した通り、焼成前に刻書きされたものは、特に須恵器については土器の生産段階である窯場で記入されたものであり、消費地からは離れた場所であることから、消費段階における土器の用途・機能と、記された文字内容とが関連しない可能性が一般的には高い。これらのうち、第1表-6の栃木県芳賀町文谷字中峰山出土の骨蔵器の蓋として使用された9世紀後葉の須恵器蓋の体部外面に

正位で「下」と刻書きされたものや、第1表-8の茨城県水戸市松原遺跡火葬墓跡から出土した骨蔵器として使用された9世紀後葉の須恵器壺頸部に「六」と刻書きされたものなどは、骨蔵器及びその蓋という用途に関わる文字とは考えにくい。

一方、土師器では焼成前に刻書きされた例でも骨蔵器という土器の用途と関連するような文字が記された例がある。第1表-36千葉県多古町の林小原子台遺跡20号跡(火葬墓)から出土した骨蔵器として使用された8世紀後半の土師器甕の体部外面に、焼成前に「家長」と刻書きされた例は、骨蔵器に遺骨が納められた被葬者の人名に関わる文言、あるいは吉祥文字的な意味での記入であった可能性が考えられる(門田2013)。

骨蔵器ないし骨蔵器蓋に墨書き・刻書きされた吉祥文字的な例としては、第1表-5の栃木県芳賀町市塙字権現山出土の骨蔵器蓋として使用されていた9世紀後葉の須恵器蓋の体部外面正位に「万富」と墨書きされた例、第1表-10の茨城県石岡市鹿の子遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀末の土師器高台付皿の体部外面に正位で「万福」と墨書きされた例、第1表-19の同じく茨城県行方市玉造若海から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀後葉の灰釉陶器高台付碗の体部外面に正位で「勝生」と墨書きされた例、第1表-22の埼玉県富士見市水子字地蔵山から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀中葉の須恵器皿底部外面に「佑子」と墨書きされた例、第1表-24の埼玉県川口市吠原遺跡の2号及び8号火葬墓から出土した8世紀後葉の須恵器蓋の体部外面に横位で「小渕福」と墨書きされた例2点、第1表-25の同じく埼玉県川口市大竹後遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器として使用されていた9世紀初頭の土師器甕体部内外面2箇所に「万」と墨書きされた例、第1表-26の千葉県袖ヶ浦市笊田遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀前葉の須恵器杯底部外面に「千万」と墨書きされた例、第1表-33の千葉県千葉市五丹歩遺跡の南地点002址から出土した骨蔵器として使用されていた土師器甕の体部外面に正位で「万」と記された例、第1表-30の千葉県市原市山見塚遺跡の土坑跡から出土した骨蔵器として使用されていた8世紀後葉の土師器甕の体部に正位で「安」と土器焼成後に刻書きされた例など枚挙に暇がないくらいであり、集落遺跡等から出土するごく一般的な墨書き・刻書き土器と共に通する特色である。ただ、第1表-25の同じく埼玉県川口市大竹後遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器として使用されていた9世紀初頭の土師器甕体部内外面2箇所に「万」と墨書きされた例のように、集落遺跡などから一般的に出土する墨書き・刻書き土器には、土師器甕の体部外面に一文字を大書する例はほとんどないので、この例は、記されている文字自体は、集落遺跡などから一般的に出土する墨書き・

刻書土器と何ら変わりはないものの、骨蔵器としての用途を意識した文字の記入である可能性が高い。

何せ1文字・2文字の記載なので、如何様にでも解釈が可能であるいう不確実性が高い部分は否定できないものの、吉祥的な内容を有する文字であれば、地名・人名に用いられることも当然の如く少なくない。多様な解釈が可能であり、その点、文字内容を特定することが困難なところに限界を感じる。

先掲した、第1表-19の茨城県行方市玉造若海から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀後葉の灰釉陶器高台付碗の体部外面に正位で「勝生」と墨書きされた例、第1表-22の埼玉県富士見市水子字地蔵山から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀中葉の須恵器皿底部外面に「佑子」と墨書きされた例⁽¹⁾、第1表-24の埼玉県川口市吠原遺跡の2号及び8号火葬墓から出土した8世紀後葉の須恵器蓋の体部外面に横位で「小渕福」と墨書きされた例2点などは、単なる吉祥文字として記入されたと見られるばかりではなく、人名ないしその一部を構成する文字である可能性も決して低くはない。人名の一部の文字を省略したり、人名の一部を構成する文字を記すことによって、その人物そのものを示すような例は、古代の私印や焼印等の例にも多く、そのようなことが古代社会においてごく一般的に行われていたことが明らかになっている(高島2000bほか)。

墳墓に供献・副葬された土器に記されたものでは、明らかに人名ないしその一部を記したと考えられる例は非常に少なかったのに比して、骨蔵器ないし骨蔵器の蓋として使用された土器に記された文字には、明らかに人名や立場を示すような文言が記されている例がある。例えば、第1表-9の茨城県城里町那珂西吹上出土の骨蔵器の蓋として使用されていた須恵器蓋の体部外面に正位で「日下西家」と墨書きされたもの、第1表-12の同じく茨城県石岡市北の谷遺跡出土の9世紀前葉の土師器甕の体部外面に正位で人面とともに「馬飼部磨[]」と墨書きされたもの、第1表-13の同じく茨城県石岡市高浜から出土した10世紀後葉の土師器壺体部外面に正位で「宕丸」と墨書きされたもの、第1表-14の同じく茨城県坂東市矢作の火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用された10世紀後葉の須恵器高杯の体部外面に正位で「是道」と焼成後に鋭利な錐や針のような恐らくは金属製の道具で刻書された例、第1表-17の同じく茨城県美浦村信太入子ノ台遺跡3号火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用された8世紀後半の須恵器蓋の体部内面に「大伴」と墨書きされた例、第1表-19の同じく茨城県阿見町大日遺跡の2号火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用された9世紀後葉の土師器高台付碗底部外面に「父」と墨書きされた例、第1表-27の千葉県木更津市苗見作遺跡出土の骨蔵器の蓋として使用されていた8世紀後葉の土師器杯底部内面に

「母」と墨書きされた例、第1表-28の千葉県木更津市の大畠遺跡の土坑跡から出土した骨蔵器として使用されていた9世紀中葉の土師器壺体部外面に正位で「万小丸」と墨書きされた例、第1表-35の同じく千葉県佐原市大倉から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀前葉の須恵器蓋体部外面に正位で「鷹」と墨書きされた例、先掲したが、第1表-36の千葉県多古町林小原子台遺跡20号跡(火葬墓)から出土した、骨蔵器外蓋として使用された8世紀後半の土師器甕の体部外面に、焼成前に「家長」と刻書された例などがある。もっとも、この資料については、先述したように、骨蔵器に遺骨が納められた被葬者の人名に関わる文言とも、また、あるいは吉祥文字的な意味での記入であった可能性の双方が考えられる⁽²⁾。

第1表-19の茨城県阿見町大日遺跡の2号火葬墓から出土した骨蔵器の蓋に「父」と墨書きされた例、第1表-27の千葉県木更津市苗見作遺跡出土の骨蔵器の蓋に「母」と墨書きされた例もまた、特徴的である。

「父」「母」と言う文言は、当該期の集落遺跡などから一般的に出土する墨書き・刻書土器の例にほとんど無い文言である。「父」「母」の文字は、古代社会においては、人名にも使用されることもあったが、この場合においては人名の一部を記したものとは考えにくく、それらの葬送を行った人々にとっての父・母の遺骨を納めたもので、そのための文字の記入と考えるのが妥当であろう。

第1表-12の茨城県石岡市北の谷遺跡出土の9世紀前葉の土師器甕の体部外面に正位で人面とともに「馬飼部磨[]」と墨書きされたものについては、この土器の再調査を行い、再釈読の契機を作られた吉澤悟氏が、人面墨書き土器として村落内における祭祀に使用された土器が、後に、その祭祀を執り行った人物である「馬飼部磨[]」との関わりで、骨蔵器に転用されたもので、記された人物名が、被葬者そのもの、あるいはその由縁の人物であったことや、かつて祭祀行為に使用されたという特異性故にこそその土器が選ばれて、骨蔵器に転用されたという見方を示しておられるが(吉澤1999)、卓見と言うべきであろう。

人面を伴う墨書き土器が骨蔵器に使用されている例が、本例以外に、現在までのところ全く見あたらないことや、人面墨書き土器を使用した祭祀・儀礼が、葬送に伴う宗教的行為・儀礼として行われたこと示すような事例も、現在までのところ皆無であることも、この資料の特異性を物語って余りあるように思われる。ただ、第一義的には、人面と人名の墨書きは、村落内における祭祀・儀礼等の行為に関わるものであることは明白ではあるものの、転用後に骨蔵器としての利用が予定された時点で、そこに記されていた人名と被葬者との関連については、現段階においては全く不明であると言わざるを得ない。この点は、今後の資料の増加を俟って、さらに検討すべき課題である。

る。私も吉澤氏に倣って、本例における人面と人名の墨書と、葬送儀礼や被葬者との関係については、現時点では結論を保留したい。

骨蔵器ないし骨蔵器蓋に文字が記入された事例で、さらに注目すべき例としては、第1表-32の千葉県松戸市坂花遺跡出土の、骨蔵器蓋として使用された8世紀後葉の土師器高坏の脚部に倒位で「国厨」と墨書されたものと、第1表-40の千葉県我孫子市西大作遺跡から出土した骨蔵器として使用された9世紀前葉の土師器甕の体部内面に倒位で「久須部×／久須×／久須×／千カ×／負郷カ×／×意布郷久須部千依女」と、体部外面に横位で「久須波良部千依女」と墨書されたものの2点がある。

まず、第1表-32の資料であるが、土師器高坏の脚部に倒位で墨書された「国厨」の文字は、国府の厨家を示す語で、国府内で行われる儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行う施設のことである(平川2000a)。

儀制令元日国司条にみえるように、元日朝賀の饗宴に際しては、国司が国府の財政の中から経費を支出して郡司等に酒食を供することになっており、さらに、郡司告朔の儀、吉祥悔過法会などの国庁における恒例及び臨時の行事に際しては様々な饗宴の場が設定されていた。国厨の職掌の第一は、こうした国府における恒例・臨時の行事や儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行うことにあった。また、様々な史料から、国司館、あるいは国府外における饗宴や、部内巡回・赴任等の国司の公務旅行に際して、出張先に国府所属の厨家で調整された酒食である「国厨之饌」が届けられるケースも想定出来る。「国厨」と記された土器の意味は、平川南氏が指摘しておられるように、そこに盛られた酒食類が「国厨之饌」であることを表示したものである(平川南2000a)。

諸官衙における厨家保管の食器は、元来が膨大な数量にのぼるものと考えられるが、それにもかかわらず、出土土器全体の中における「厨」の文字が記されたものの数があまりにも少ないとや、「国厨」・「(某)郡厨」と記された土器が、それぞれの国府や郡家からかけ離れた場所から出土することも少なくないことから考へるならば、「厨」という文字が土器に記入されたことの意味を、従来言ってきたように「厨施設がその食器を保管・管理する上で食器の所有・所属を明示するために記録した」という点(津野1990・1993、石毛2002、山中2002)のみに集約しきれるものではない。

また、国厨や各郡厨からは、各官衙内外に酒食が供給されたわけであるから、「国厨」・「(某)郡厨」記載土器などが出土した場所が、それらの官衙内の厨施設の所在地そのものと即断することは出来ない。国司の国内巡回に伴って「国厨之饌」「(某)郡厨之饌」が供給され、酒食が消費された饗宴の場であった可能性もあろうし(平川2000a)、また、国府・郡家の出先機関や下部組織が置か

れた場所との想定も成立しよう(高島2012c)。厨家は官衙における経済活動の拠点でもあり、交易や買付けなど、国府外における活発な活動も十分想定できるのである。

さらに、国府に上番、あるいは労働徴発された徭丁等に対して、各出身郡厨家が食料を供給することがあったか、あるいは徭丁たちが出身郡単位に編成されて、これに関わる厨家が「某郡厨」という形で国府内に設置されていたことに因る可能性も平川南氏によって提示されている(平川2000a)。

なお、静岡県内の郡家遺跡である藤枝市御子ヶ谷・秋合両遺跡や、浜松市伊場遺跡、同市井通遺跡などにおける大溝からの大量の郡名記載土器の出土状況からは、祭祀・儀礼における郡名記載土器使用の可能性が想定できるところである。

その際に、それら「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」が供された先は、現実世界の貴顕に止まらず、神仏などに対するケースも考えられる。さらに言うなれば、実際には「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」でなくとも、そのような「高級・上等な酒食」とも言るべきブランドを騙って国・(某)郡厨銘記載土器が供えられたケースさえ存在していた可能性が考えられる(高島2012c)。

本例を詳細に調査された松尾昌彦氏は、高坏の脚部に倒位で「国厨」の文字が墨書されていることから、それが倒位で骨蔵器の蓋として使用されたことに伴う措置であり、「国厨」銘高坏の骨蔵器蓋への単なる転用ではなく、骨蔵器蓋として使用されるに当たってはじめて意図的に「国厨」の文字が記入され、「国厨」の文字があえて記入された理由は、被葬者が、生前、下総国府に勤務した官人であったことによるとの見解を示されておられる(松尾2002)。まさに卓見と言うべき非常に興味深い見解ではあるが、「国厨」の文字が倒位で記されているからと言って、当初から骨蔵器蓋としての利用を目的して「国厨」の文字が記入されたとまでは言い切ることは出来ないのでないか。「国厨」の文字が、国府厨家における食器の保管管理上の必要から記入されたわけではない以上、そこに記された「国厨」の文字が正位か倒位かと言うことは余り問題ではないように思われる。

また、供食・供献の場で使用する以上、倒位で記すことはあり得ないという見解も成り立つかもしれないが、供食・供献のための土器使用の場では底部の墨書を見ることが出来ないにもかかわらず、底部に「国厨」と記されたものも多いので、倒位に記されていること自体は、供食・供献の場での使用を否定するものとは言い難い。

このように考えると、この資料については、必ずしも「国厨」の文字が、骨蔵器蓋としての使用に伴うものではなく、本来的な国府厨家での使用及び「国厨之饌」であるとの銘示のために「国厨」と記された土師器高坏の、骨蔵器蓋への転用と考える余地は残っているよう

思われる。しかしながら、一方で、松尾氏が言われるように、骨蔵器蓋としての利用を契機に「国厨」の語が記入された可能性も、また完全に否定できるわけでもない。松尾氏が言わるように、骨蔵器蓋としての利用のために意図的に「国厨」の文字が記されたとすれば、被葬者の靈魂に対して「国厨之饌」という「高級・上等」な酒食を供献するという意味のもとに記入された可能性も考慮しておくべきであろう。

では、次に、第1表-40の千葉県我孫子市西大作遺跡から出土した資料について検討する。

この骨蔵器として使用された9世紀前葉の土師器甕には、体部内面に倒位で「久須部×／久須×／久須×／千カ×／負郷カ×／×意布郷久須部千依女」と、体部外面に横位で「意宇郷久須波良部千依女 久須波良部千依女」と墨書きされている(辻1999ほか)。

周知の通り、久須波良部氏は、『続日本紀』天平宝字元(757)年三月乙亥(27日)条に

勅。自_レ今以後、改_レ藤原部姓_レ、為_レ久須波良部_レ、君子部為_レ吉美侯部_レ。

と見えるように、藤原仲麻呂政権下の天平宝字元(757)年に藤原部氏を改姓して付けられた氏名(ウジナ)であり、藤原氏の氏名をはばかって制定された。それ以降は藤原仲麻呂失脚後も藤原部に戻されることなく使用されつづけた。9世紀後葉という土器そのものの年代観とも一致する。

土師器甕の底部から体部まで、高さ約1/4程度の出土であり、体部内面に倒位で記された人名の氏名(ウジナ)は判明するが、名前の方は欠失してしまっており、不明である。甕底部付近のみの残存であるため、元来、どのくらいの量の人骨が納められていたのかも判明しないが、体部内面に記された人名は複数人に及ぶものと考えられるにも関わらず、骨蔵器として利用された土師器長胴甕の大きさから見て、火葬人骨とは言え複数人の人骨が納められていたとはいさか考えにくい。内面に倒位で記されていたのは被葬者的人名ではないと考えるのが妥当であろう。内面に倒位で記された複数の人名は、葬送に関わった人々、すなわち被葬者の家族親族縁者等の人名で、外面に斜め方向に記された「意宇郷久須波良部千依女 久須波良 千依女」は被葬者名である可能性が高い。墳墓に供献・副葬された墨書き・刻書土器の例、骨蔵器やその蓋に直接墨書き。刻書きされた例、共に被葬者名と思しき人名が記された事例は非常に少ない中で、被葬者名が記された可能性がかなり高い骨蔵器として注目出来よう。

これらのほか、第1表-29の千葉県市原市武士遺跡で検出された地下式坑SC07から出土した骨蔵器蓋として使用された2点の8世紀後葉の須恵器杯の体部に横位で記された文字は、一見すると「弓」の文字のように見えなく

もないが、文字そのものではなく道教・陰陽道等で使用されるまじない・魔除けの記号である符録であり、この形態の符録の使用例は古代の呪符木簡等に多く見られる⁽³⁾。骨蔵器及びその蓋に記された文字・記号が、祭祀・信仰直接に関わるものであることを示す貴重な類例であると言えよう。

骨蔵器ないし骨蔵器蓋に文字が記入された例では、それらの文字が被葬者あるいは葬送のための宗教的な儀礼を執り行った人々の名前や社会的な立場を示す文言が記されたような事例がまま見受けられ、墳墓に供献・副葬された墨書き・刻書き土器に比べて、葬送という目的に即して記された文字の割合は高い。それは、骨蔵器ないしその蓋に直接記入されるという特質に依るものと考えられる。

骨蔵器そのものに文字が記入された例よりも、むしろ骨蔵器の蓋の方に文字が記された例が多いことは、一般的に、日本古代の墓誌の類例に、骨蔵器の蓋や外容器に墓誌が記されている例があることの影響であると考えられてきたこともあるが、記されている文字の数量や内容から見れば、墓誌からの影響は全く考えにくい。

骨蔵器そのものよりも骨蔵器の蓋に文字が記される事例が多いということは、骨蔵器の蓋という土器の用途に依るのではないだろうか。

骨蔵器に蓋をする目的としては、骨蔵器に納められた遺骨の劣化・滅失を防止するための、言わば、遺骨の保護のためと考えるのがまず常識的なところであろうが、それに止まらず、死靈が現世に迷い出ることを封じ込めたり、あるいは逆に、外部から惡靈や魔物が骨蔵器内に侵入し、死者の安寧を脅かすことを防止するためにと言った目的のためと考えられなくはない(長谷川1983～1989、伸山1993、吉澤1998)。

古代東国における火葬墓には、骨蔵器の口を複数枚の杯・椀・皿類で蓋をして塞いだり、あるいはそれらの蓋の更にその上から鉢・甕状の土器を倒位に被せて覆っているような事例が数多く存在する事実も、上記のような思想の存在を伺わせるように思われる。

骨蔵器に蓋をしたり、何重にも容器を被せて覆うことの具体的な理由や意味については、仏典等を含めて、そのことに触れている史料が全くないので(笠井2002)、推測するしかなく、科学的な根拠には乏しいが、上記のような考え方方が成り立つとすれば、破邪・除災という村落内における墨書き・刻書き土器使用の目的とある種共通する目的を有したが故にこそ、村落内における祭祀・儀礼等の行為を執り行う中で使用されるのと同じような墨書き・刻書き土器が骨蔵器蓋に使用されたのだと整合的に解釈することが出来るのである。すなわち、骨蔵器蓋に墨書き・刻書き土器を使用した人々にとっては、祭祀・宗教・信仰的な背景を持つ呪物としての墨書き・刻書き土器の方が、普

通の土器を骨蔵器の蓋に使用するよりも、死者の魂を封じたり、あるいは死後の安寧を願ったりする上で、より有効であると感じられたからなのであろう。

ただし、骨蔵器及びその蓋として使用された墨書・刻書土器の類例が、墨書・刻書土器全体の類例に比して余りにも僅少であり、わが国古代の火葬墓における大多数の骨蔵器及び蓋に文字が記されていないという事実からみれば、この思想は、広く受け入れられたわけではなかつたと言わざるを得ない。

さらには、骨蔵器に収骨し、埋葬する前段階において、葬送した人々が墓前祭祀や宗教的な儀礼を行い、その場において使用された墨書・刻書土器を骨蔵器の蓋として被せ、墓中に埋葬した可能性も考えられる。骨蔵器蓋として使用された土器に、本来的に蓋として制作された土器のみならず、高环を含めた杯・椀が多いということは、そのことを端的に物語っているように思われるのである。

周知の通り、火葬は、仏教信仰の影響によるものと考えられている⁽⁴⁾。『続日本紀』によると、日本における火葬の嚆矢は、天武天皇の帰依を受けた法相宗の僧である道昭(舒明天皇元(629)年～文武天皇4(700)年)の事例であり、天皇で最初に火葬されたのは、大宝2(702)年に崩じた持統天皇で、奈良時代以降には、上層階級の人々の間に急速に広まつていった。ただ、遺体を骨と灰になるまで焼き尽くす火葬では、強い火力が必要なため燃料代がかかる上に、高度に専門的な技術が求められるため、非常に費用がかかる葬送方式であり、近代に至るまでは、一般民衆にまではなかなか普及しなかつたと言われている(小林1986、勝田2003、渡邊2001a・b、2004)。

古代東国においても火葬の背景には仏教的な信仰、思想があり、実際に火葬された人々は、一般庶民とは考えにくく、地方官衙における官人層、郡領などの在地首長層、官度の僧尼などであったと考えられ、彼らこそが古代の在地社会に仏教信仰を伝播、浸透させた階層の人々であると考えられる。しかしながら、火葬に伴う骨蔵器やその蓋などに記された文字には、仏教信仰に関わる文言や仏教的な思想の存在を想起させるような文言は皆無であった。だからと言って、これらの火葬の背景に仏教的な信仰・思想の影響が皆無であるとは考えにくい。また、当時、火葬されたのが上記のような階層の人々であったとすると、彼らは文字を、言わば自由に扱うことが出来る能力を有した人々であり、そうした階層の人々が関わっている割には、骨蔵器やその蓋に文字が記入される事例は余りにも少ないというところにも疑問が残る。

このように、解決できなかった問題はいくつもあるものの、これまで見てきたとおり、骨蔵器及びその蓋や墳墓に供献・副葬された土器に文字が記入された例には、

吉祥句的な文字のみならず、被葬者か、あるいは葬送のための宗教的な儀礼を執り行った人々の名や社会的な立場を示すような文言が記された事例がまま見受けられ、墳墓に供献・副葬された墨書・刻書土器に比べて、葬送という目的に即して記された文字の割合はより高いということが判明した。その理由については、文字が記されたのが骨蔵器ないしその蓋という、埋葬に直接関わる器物であるという特質に依るものと考えられるのである。

おわりに

古代の東国では、集落内から瓦塔や瓦堂などが出土したり、集落内に仏堂と考えられる施設の跡が検出されたり、仏具やこれを模倣した土器などが出土したり、仏教関係の文言が記された墨書・刻書土器が出土するなど、仏教的信仰の、村落社会への伝播・浸透を如実に示すような遺物が出土する事例が数多く知られている(須田1985・2006、 笹生2005・2014、 門田2007・2008、 井上2012など)。さらに、近年では、人面ではなく、明らかに仏面・仏画が描かれた墨書土器や刻書紡錘車の出土例も少なくない。古代東国の村落社会には、明らかに仏教的な信仰・思想が伝播していたのであった(高島2006b)。

それにもかかわらず、仏教的な信仰・思想の影響を強く受け伝播してきた火葬墓においては、仏教信仰・思想の影響を語るような文言が記された墨書・刻書土器の出土は、ほとんど見られなかった。火葬墓のみならず土壙墓であっても供献・副葬された墨書・刻書土器に、仏教信仰・思想を背景とするような文言が記されていた例は非常に少なかった。このことは、火葬の思想的背景や伝播の契機としての仏教的信仰・思想、また古代村落への仏教的信仰の浸透の度合いとは別個の問題であり、むしろ、墨書・刻書土器を使用して執り行われた祭祀・儀礼等の行為の背景としての、神仏習合的かつ在地における神祇祭祀・道教・陰陽道などの影響を受けた在地における祭祀の論理が前面に現れていると見るべきなのだろう。

墳墓に副葬・供献された墨書・刻書土器や骨蔵器蓋に墨書・刻書土器が使用された事例では、葬送に関わる人々、それが所謂、血縁・地縁に依るのかどうかは別としても⁽⁵⁾、墳墓への埋葬を前に、墓前祭祀や宗教的な儀礼を行い、その場において、疫神や惡靈・邪神を含んだ意味における神仏や死者への供應・供献、神仏あるいは死者と現世の人々との、言わば人神供食的な儀礼等が行われ、そこで使用された墨書・刻書土器を骨蔵器の蓋として被せて墓中に埋葬したり、あるいは副葬したりと言った可能性が考えられよう。骨蔵器蓋として使用された土器に、本来的に蓋として制作された土器のみならず、高环を含めた杯・椀類の土器が多いということは、その

ことを端的に物語っているように思われる所以である。

墳墓から出土する墨書・刻書土器に見られる文字内容やそれが記された部位や方向などすべての特徴において、集落遺跡からごく一般的に出土する墨書・刻書土器と共に通する部分が多く、墳墓から出土する墨書・刻書土器特有の特徴があまり顕著ではないということからは、前述したように、それら双方における墨書・刻書土器の基本的な思想的背景が共通しているゆえと見ることが出来る。

また、文字の記入内容から見て、墳墓に供獻・副葬された墨書・刻書土器、骨蔵器及びその蓋に文字が記された墨書・刻書土器は、同時代の貴族・官人階級の人々や高僧の墳墓に納められた墓誌や買地券の実例とはかけ離れており、それらの影響を受けて成立したものとは考えにくく、村落内における墨書・刻書土器を用いた祭祀・儀礼の延長線上に捉えるべきものであることも明らかに出来たことである。

古代の葬送において、墨書・刻書土器という道具(祭具)は、決して広く使用されたものではなかった。

古代における葬送については、宮都に居住した皇親・貴族・上級官人層など上層階級の人々のものについてさえ、史料が非常に乏しく、明らかにされていない部分が多い。ましてや在地社会においては、さらに不明な点が多く、出土資料を集成してみても、率直に言って隔靴搔痒の感が否めないところであったと言うのが偽らざるところである。上記のような結論が得られたことを明示し、未解決の課題については、今後の資料の増加を俟って、さらに検討を加えていきたいと考える。

なお、小稿を纏めるに当たっては吉澤悟氏(奈良国立博物館学芸部列品室長)より数々の有益なご教示を賜った。明記して深甚なる感謝の誠を捧げるものである。

また、小稿は、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団平成27年度職員自主研究指定研究活動の成果の一部である。

註

- (1) 「某子」という人名は、9世紀であれば女性名であり、しかも貴族階級などに限られるわけで、東国村落には存在しないと考えられる。しかしながら、9世紀段階とはいえ、当時、東国で火葬されたのは、地方官人や在地首長クラス、官度の僧尼程度に限られたものと考えられ、「某子」という女性名も、全くあり得なくはないと考える(角田文衛 2006『日本の女性名—歴史的展望—』:国書刊行会)。
- (2) 古代においては、家の長を意味する「家長」の語は無かったものと考えられるので、家の長という社会的な地位・立場を意味した言葉ではなく、人名「ヤカナガ」か、あるいは家の弥栄を願う吉祥句的な文言かと考えられる。なお、「家」の文字は、奈良時代には「ヤケ」と訓まれる。この資料は8世紀後葉の年代観が与えられているので、記された「家」の文字

は、「イヘ」ではなく「ヤケ」と訓むべきであろう(吉田孝 1983「イヘとヤケ」『律令国家と古代の社会』(吉田孝)岩波書店 pp71~122 初出1976)。

律令制で、行政上、社会組織の最も下位の単位とされたのは戸であり、戸は。普通2~3の小家族を含む20~30人程度の大家族で形成されている。小家族それぞれの長に相当する人物は、もちろん実質的には存在したであろうが、彼らのことは「家長」ではなく、おそらく「家主」と呼ばれていたであろう。

(3) 例えば、静岡県浜松市伊場遺跡出土39号木簡「百怪呪符」など(浜松市教育委員会『伊場遺跡総括編(文字資料・時代別総括)』2008 p32)。

(4) ただし、6世紀後半から出現する古墳の様式の一つであるかまど塚や横穴式木芯粘土室と呼ばれるスタイルのものの中には、火葬が行なわれた痕跡があるものが認められている。

また、2014(平成26)年2月、長崎県大村市の竹松遺跡において、弥生時代後期(2世紀ごろ)の箱式石棺墓211基、甕棺墓4基、土坑墓7基の計32基の墓が検出されたが、墓地に接して焼けた人骨片が散布された場所が発見された。これが火葬だとすれば、わが国においては、仏教伝来の遙か以前から火葬が存在することになるが、現在までのところ、それは極めて例外的な特異な事例と言えるのではないだろうか。

(5) 高崎市山名町の金井沢碑(神龜3(726)年)にみられるような「知識」を結った仏教を紐帶として氏族結合である可能性も存在しよう。

参考・引用文献

- 荒井秀規 2002「神に捧げられ土器」『文字と古代日本4—神仏と文字—』(平川南、沖森卓也、栄原永遠男、山中章)、吉川弘文館 pp5~45
- 荒井秀規 2006「寵神と墨書土器」『古代の信仰と社会』(国士大学考古学研究会)六一書房 pp217~248
- 荒木志伸 2009「『寺』は施設名か—寺の外から出土する寺墨書土器—」『明治大学古代学研究所紀要』11 pp 1~20
- 石毛彩子 2003「駿河国志太郡衙・益頭郡衙と墨書土器」『古代官衙・集落と墨書土器-墨書土器の機能と性格をめぐって-』(奈良文化財研究所) pp79~102
- 稻田奈津子 2015「律令官人と葬地—都城か本拠地か—」『日本古代の喪葬儀礼と律令制』(稻田奈津子)吉川弘文館pp90~112(初出2004)
- 井上尚明 2012「古代東国社会の成立と展開」(総合研究大学院大学文化科学研究科日本歴史研究専攻2012年度博士学位請求論文)
aci.soken.ac.jp/AA001/thesis/B217/B217.html
- 大阪府立近つ飛鳥博物館 2004『古墳から奈良時代墳墓へ—古代律令国家の墓制—』
- 小笠原好彦 2012「日本古代の墓誌」『日本古代学』4、明治大学古代学研究所 pp 19~37
- 小口雅史 2002「コメント 墓書土器研究の一事例—『夫』字の場合—」『法政史学』58 PP20~25
- 笠井純一 2002「改葬序説—文献史料を通してみた奈良・平安時代の葬法の一斑」『金沢大学文化財研究』3・4 pp109~127
- 勝田 至 2003『死者たちの中世』、吉川弘文館
- 金子裕之 1984「平城京と葬地」『奈良大学文化財学科 文化財学報』3 pp67~103
- 岸 俊男 1980「『矢田部益足買地券』考釈」『倉敷考古館研究集報』15 pp38~45

黒崎 直 1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『奈良国立文化財研究所 研究集』VI pp89～126

小林 克 1986「平安時代火葬墓の性格とその背景」『史叢』37 pp23～35

小林義孝 1997「古代墳墓から出土する鉄板について」『立命館大学考古学論集』I pp389～410

小林義孝 1999「古代墳墓研究の分析視覚」『古代文化』51-12 pp2～12

小林義孝 2005「古代墳墓研究の第一段階」『財団法人大阪文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生博物館・大阪府立近づ飛鳥博物館 2003年度共同研究成果報告書』pp2～12

狭川真一 1998「古代火葬墓の造営とその背景」『古文化談叢』41 pp113～155

笛生 衛 2005『神仏と村景観の考古学』、弘文堂

笛生 衛 2014『日本古代の祭祀考古学』、吉川弘文館

静岡県埋蔵文化財調査研究所 2007『井通遺跡』

静岡市教育委員会 2005『ケイセイ遺跡-第5次発掘調査報告書-』

清水みき 1991「食料供給官司名を記す墨書き土器に関する一考察」『京都考古』59(京都考古刊行会) pp1～5

菅原祥夫 2010「居宅と火葬墓」『まほろん(福島県文化財センター白河館)研究紀要』2009 pp51～64

須田 勉 1985「平安初期における村落内寺院の存在形態」『古代探叢』II(早稲田大学出版会) pp112～145

須田 勉 2006「古代の村落寺院とその信仰」『古代の信仰と社会』(国士館大学考古学会)六一書房 pp35～78

高島英之 2000a「群馬県前橋市元総社寺田遺跡出土の墨書き土器・墨書き木製品」『古代出土文字資料の研究』(高島英之)東京堂出版pp227～247(初出1996)

高島英之 2000b「古代の私印」『古代出土文字資料の研究』(高島英之)東京堂出版pp317～345(初出1999)

高島英之 2006a「仏面・人面墨書き土器からみた古代在地社会における信仰形態の一様相」『古代の信仰と社会』(国士館大学考古学会)六一書房 pp131～156

高島英之 2006b「東国集落遺跡人面墨書き土器再考」『古代東国地域史と出土文字資料』(高島英之)東京堂出版pp298～341(初出2004)

高島英之2012a「墨書き土器村落祭祀論序説」『出土文字資料と古代の東国』(高島英之)同成社 pp3～38(初出2000)

高島英之2012b「古代印旛と多文字墨書き土器」『出土文字資料と古代の東国』(高島英之)同成社 pp39～88(初出2009)

高島英之2012c「郡名記載墨書き・刻畫土器小考」『出土文字資料と古代の東国』(高島英之)同成社 pp89～182(初出2010)

高野政昭 1997「古代火葬墓の一形態について一天理市西山火葬墓群を中心としてー」『宗教と考古学』(金闇怨先生の古稀をお祝いする会) pp287～314

太宰府市教育委員会 1980『宮ノ本遺跡』

當眞嗣史 2003「君津地域における人名墨書き土器について」『史館』32 pp13～12

辻 史郎 1999「研究余録『意布郷久須波良部』の墨書き土器」『日本歴史』615 pp68～77

津野 仁 1990「地方官衙跡出土の墨書き土器—所管名墨書き土器からみた土器の供給管理消費をめぐってー」『古代』89 pp253～267

津野 仁 1993「地方官衙の墨書き土器」『月刊文化財』362 pp30～34

土浦市上高津貝塚ふるさと歴史の広場 2013『第18回企画展 古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字ー』

栃木県立博物館 1995『企画展 東国火葬事始—古代人の生と死ー』

仲山英樹1993「古代東国における墳墓とその問題点」『栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター研究紀要』1 pp1～13

仲山英樹 1995「古代における墳墓の展開」『唐澤考古』14 pp1～15

奈良国立文化財研究所飛鳥資料館 1979『日本古代の墓誌』、同朋舎

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 2013『2013年度秋季特別展 美酒発掘』p78

長谷川 厚 1983「歴史時代墳墓の成立と展開(1)—特に相模・南武藏の火葬墓の様相を中心としてー」『古代』75・76 pp88～122

長谷川 厚 1987「歴史時代墳墓の成立と展開(2)—特に南武藏相模の火葬墓の成立をめぐってー」『古代』84 pp134～162

長谷川 厚 1989「歴史時代墳墓の成立と展開(3)—南武藏地域の展開期の火葬墓の構造と解釈をめぐってー」『古代』84 pp154～176

浜松市教育委員会 2008『伊場遺跡総括編(文字資料・時代別総括)』

原 明芳 1998「信濃の古代墳墓」『長野県考古学会誌』86 pp1～49

東日本埋蔵文化財研究会 1995『第5回東日本埋蔵文化財研究会東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題ー』

平川 南 2000a『『厨』墨書き土器論』『墨書き土器の研究』(平川南)吉川弘文館pp259～324、初出1993

平川 南 2000b『墨書き土器からみた役所と古代村落』『墨書き土器の研究』(平川南)吉川弘文館pp259～324、初出1993

平川 南 2001「青森県野木遺跡出土の『夫』墨書き土器」『青森県文化財調査報告書第54集 野木遺跡発掘調査報告書』II (青森市教育委員会) pp75～80

藤枝市教育委員会 1981『志太郡衙跡(御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡)』

藤枝市教育委員会 1986『静岡県藤枝市郡遺跡発掘調査概報』III

藤枝市教育委員会 1986『静岡県藤枝市郡遺跡発掘調査概報』

前園実知雄 1985「律令官人の墓」『季刊考古学第9号 古墳の形態とその思想』pp78～82

間壁忠彦・間壁賀子1980「天平宝字7年矢田部益足之買地券文の検討」『倉敷考古館研究集報15』pp1～37

松尾昌彦 2002『『厨』銘墨書き土器考—松戸市坂花遺跡出土例をめぐってー』『古代東国政治史論』(松尾昌彦)雄山閣 pp26～53 初出1994

松村恵司 1993a「古代集落と墨書き土器」『駿台史学会第2回日本古代史シンポジウム律令国家の成立と東国』(駿台史学会)

松村恵司 1993b「特集『墨書き土器の世界』から」『月刊文化財』363 pp24～25

三上喜孝 2015『日本古代の文字と地方社会』、吉川弘文館

宮瀧交二 1993「周溝出土の墨書き土器について」『立石遺跡III—葛飾区立石8丁目43番第3地点発掘調査報告書ー』(葛飾区遺跡調査会) pp157～159

村木二郎 2005「墓碑・墓誌・買地券」『文字と古代日本4—神仏と文字ー』(平川南、沖森卓也、榮原永遠男、山中章)、吉川弘文館 pp126～147

村田文夫・増子章二 1993「南武藏における古代火葬骨蔵器の基礎的研究(上)」『川崎市市民ミュージアム研究紀要』2 pp1～52

村田文夫・増子章二 1994「南武藏における古代火葬骨蔵器の基礎的研究(下)」『川崎市市民ミュージアム研究紀要』3 pp45～83

門田誠一 2007「古代東国出土紡錘車刻書の仏教的願文—埼玉県皂樹原遺

研究紀要34

- 跡出土資料の釈義ー」『佛教大学文学部論集』91 pp23～33
- 門田誠一 2008「奈良・平安時代の仏教関係遺物とその意味ー土器・陶製遺物・石製品を中心としてー」『佛教大学アジア宗教文化情報研究所研究紀要』4 pp1～35
- 門田誠一 2010 「「孝酒」墨書土器の史的環境ー武蔵国府関連出土資料の検討ー」『佛教大学文学部論集』94 pp35～49
- 門田誠一 2013「墨書土器の吉祥語と史的背景ー「天福来」の検討を通じてー」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』9 pp1～21
- 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』、塙書房
- 山中敏史 2003「郡衙における食器管理と供給」『古代官衙・集落と墨書土器-墨書土器の機能と性格をめぐって-』(奈良文化財研究所編) pp103-136
- 吉澤 悟 1995a「煙の末々ー日本における火葬の導入と展開過程に寄せる情念ー」『企画展 東国火葬事始ー古代人の生と死ー』(栃木県立博物館)
- 吉澤 悟 1995b「茨城県における古代火葬の地域性」『土浦市立博物館紀要』6 pp1～42
- 吉澤 悟 1996「常陸国における古代火葬墓の分布とその背景」『考古学雑誌』(筑波大学出版会) pp213～228
- 吉澤 悟 1998「古代火葬墓の骨蔵器埋納方法についてー関東地方における地域性把握と倒位埋葬の意味についてー」『日本考古学協会第64回総会研究発表要旨』pp118～121
- 吉澤 悟 1999「茨城県石岡市北の谷遺跡出土の人面墨書土器の検討」『筑波大学先史学・考古学研究』10 pp78～90
- 吉澤 悟 2001「穿孔骨蔵器にみえる古代火葬墓の造営理念」『日本考古学』12 pp69～92
- 吉澤 悟 2003「人骨からみた古代火葬墓の被葬者像」『日本考古学協会第69回総会研究発表要旨』pp95～98
- 吉澤 悟 2004「火葬墓の出現と広がり」『千葉県の歴史 資料編考古4 遺跡・遺構・遺物』(千葉県) pp895～975
- 吉澤 悟 2006「無頸壺形骨蔵器にみる諸問題」『古代の信仰と社会』(国士館大学考古学会)六一書房 pp157～183
- 李宇泰(稲田奈津子訳) 2012「韓国の買地券」『都市文化研究』14 pp106～119
- 渡邊邦雄 2001a「律令墓制における土葬と火葬」『考古学研究』154 pp37～52
- 渡邊邦雄 2001b「機内における8・9世紀の火葬の動態」『実証の地域史ー川村行弘先生頌寿記念論集ー』 pp425～435
- 渡邊邦雄 2004「畿内における律令墓制の展開と終焉過程ー副葬品から見た8・9世紀の墳墓ー」『日本考古学』17 pp43～65